

## 5. 補償保険制度のご案内

援助活動中において、提供会員が傷害を被った場合、または万一の賠償請求を受けた場合、及び依頼会員の子どもが援助を受けている間に傷害を被った場合の補償を行うものです。保険料は女子医大ファミリーサポート室が全額負担します。事故が発生したら、提供会員は速やかにファミリーサポート室に連絡をください。ファミリーサポート室から女性労働協会へ連絡し、手続きをします。

ただし、ファミリーサポート室に活動の連絡がないものは対象となりませんので活動が決まったら必ず事前にお知らせください。

### 1) サービス提供会員傷害保険

援助活動提供中や、援助活動を提供するため自宅と依頼会員宅や保育施設等への往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

保険の種類	保険金額（補償額）	備考
死亡保険金	500万円	事故より180日以内に死亡したとき
後遺障害 保険金	傷害の程度により 500万円～15万円	事故より180日以内に後遺障害が発生したとき
入院保険金	3,000円/1日	事故より180日以内の入院で、かつ180日が限度（障害により、通常の業務または生活が出来なくなり、入院したとき）
手術保険金	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内に障害のため手術したとき
通院保険	2,000円/1日	事故日より180日以内で90日分を限度

### 2) 賠償責任保険

提供会員が援助活動中に、監督ミスや提供した飲食物が原因で第三者（依頼会員の子どもを含む他人）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、ファミリーサポート室もしくは提供会員が負担する賠償金を補償するものです。

事由	てん補限度額（補償額）
対人・対物賠償（1事故につき）	2億円
初期対応費用（担当者の派遣費用等）	500万円
見舞金、見舞品（被害者に支払う見舞金等）	10万円
現金盗難（依頼会員から預かった現金の盗難）	10万円

（対象とならない主な傷害）

- ・ 故意
- ・ 地震・噴火・洪水・津波などの天災
- ・ 戦争・暴動
- ・ 同居の親族に対する賠償金
- ・ 預かっていた他人の財物についての賠償責任
- ・ 心身喪失に起因する賠償責任
- ・ 排水または換気に起因する賠償責任
- ・ 自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任

### 3) 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、援助活動を受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、援助している提供会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

保険金の種類	保険金額	備考
死亡保険金	300万円	事故より180日以内に死亡したとき
後遺障害保険金	障害の程度により 300万円～9万円	事故より180日以内に後遺障害が発生したとき
入院保険金	3,000円/1日	事故日より180日を限度
手術保険金	3,000円×所定倍率	事故より180日以内
通院保険金	2,000円/1日	事故日より180日以内で90日分を限度

### 4) お見舞い金制度

お見舞い金は、依頼会員の子どもが提供会員宅の財物を破損したり、提供会員の子どもにケガをさせた場合に、提供会員に対して、30,000円を限度に支払う制度です。お見舞い金は、1活動につき支払います。1活動に複数の事故があっても、1事故として支払われます。

見積書及び領収書の金額	お見舞い金
2,000円未満	免責
2,000円～4,000円未満	1,000円
4,000円～6,000円未満	2,000円
6,000円～8,000円未満	3,000円
8,000円～10,000円未満	4,000円

1万円から段階的に増額しますが10万円以上は3万円限度となります。  
この一覧は目安としてください。

#### ☆ お見舞い金対象例

- 提供会員の家族がケガをさせられた。
- 提供会員の家の物を壊された。
- 依頼会員から預かったものを失った。  
あるいは壊してしまった。

#### ☆ 対象とならない例

- 依頼会員の家で、子どもを預かっていたとき、  
子どもが自分の家のものを壊してしまった。

